

令和4年6月から

療育手帳の手続きにマイナンバーが必要です

令和4年6月から，療育手帳の申請等の手続きを行う場合には，申請書等にマイナンバーの記載が必要です。

また，マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には，本人確認が必要となります。手続きの際に，マイナンバーのわかるもの（個人番号カード・通知カード等）と本人確認書類（健康保険証等）をご持参ください。

【申請の際に必要な書類（マイナンバー関係）】

〈本人が申請する場合〉

- ・個人番号カードをお持ちの方は，個人番号カードをお持ちください。

（個人番号カード・表）



（個人番号カード・裏）



- ・個人番号カードをお持ちでない方は，個人番号確認書類と本人確認書類をお持ちください。

【個人番号確認書類】

個人番号通知カード または 個人番号が記載された住民票の写し

（個人番号通知カード）



（裏面につづく）

【本人確認書類】

・顔写真付き証明書 1点

運転免許証, 運転経歴証明書, パスポート, 住民基本台帳カードなど

または

・顔写真のない証明書 2点

健康保険証, 年金証書, 児童扶養手当証書, 特別児童扶養手当証書,
生活保護受給者証など

〈保護者が申請する場合〉

【個人番号確認書類】

本人と保護者の両方とも, マイナンバーがわかるものが必要です。

個人番号カード, 個人番号通知カード, 個人番号が記載された住民票の写しのいずれか

個人番号カードをお持ちでない場合は, 以下の確認書類もお持ちください。

【保護者の本人確認書類】

・顔写真付き証明書 1点

運転免許証, 運転経歴証明書, パスポート, 住民基本台帳カードなど

または

・顔写真のない証明書 2点

健康保険証, 年金証書, 児童扶養手当証書, 特別児童扶養手当証書,
生活保護受給者証など

お問合せ先

青葉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-225-7211
宮城野区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-291-2111
若林区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-282-1111
太白区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-247-1111
泉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-372-3111
宮城総合支所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-392-2111
北部発達相談支援センター (北部アーチル)			TEL: 022-375-0110
南部発達相談支援センター (南部アーチル)			TEL: 022-247-3801

- ・北部アーチルは, 青葉区・宮城野区・泉区にお住まいの方を担当いたします。
- ・南部アーチルは, 若林区・太白区にお住まいの方を担当いたします。